

質問と回答

(施設名：武道館)

項番	質問	回答
1	<p>「募集要項 1 1 ページ、管理運営基準 5 ページ」武道教室等の実施に関する業務について (ア：社会体育武道指導者研修会、エ：武道練成会について) こちらは、参加者に対して参加料金の徴収を想定している事業でしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
2	<p>「募集要項 1 1 ページ、管理運営基準 5 ページ」武道教室等の実施に関する業務について (ア：社会体育武道指導者研修会、エ：武道練成会について) また、指導者については、別紙 5 「神奈川県立武道館の想定収支」の中の「武道振興事業費」の中から謝金を支出し依頼することを想定する事業、という考え方でよろしいでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	<p>別紙 5 「神奈川県立武道館の想定収支」について 【収入の部】 (利用料金収入について) 「神奈川県立武道館条例の一部を改正する条例」が可決したことよっての積算と推測します。 積算を作成するにあたっての、利用料金の単価をお示しいただければと思います。</p>	<p>県の積算にあたっては、募集要項様式 2 の 6 ページにお示した令和 7 年 4 月 1 日からの条例規定利用料金の上限額に基づいて利用料金収入の想定額を算定しています。 施設利用料金は指定管理者が条例に定める額の範囲内において定めるものとなっておりますので、ご提案に際しては、提案いただく施設利用料金に基づいて積算を作成してください。</p>

項番	質問	回答
4	<p>別紙5「神奈川県立武道館の想定収支」について</p> <p>【収入の部】 (利用料金収入について)</p> <p>また、どのタイミング(〇月～料金の改定、など)での利用料金の改定を想定しての積算になりますでしょうか？</p>	<p>県の積算に際しては、令和7年4月1日以降、改正後の条例規定利用料金の範囲内で改定がなされる想定としております。</p>
5	<p>別紙5「神奈川県立武道館の想定収支」について</p> <p>(事業収入について)</p> <p>想定した、各事業の内訳をお示しいただければと思います。</p>	<p>ご質問のありました事業収入は、募集要項別紙3「神奈川県立武道館指定管理者業務基準」3(8)の各事業の収入について、過去の実績をもとに想定しています。各事業の内訳については、現指定管理者の経営のノウハウを含む情報となりますので、お答えできません。</p>
6	<p>別紙5「神奈川県立武道館の想定収支」について</p> <p>(人件費について)</p> <p>・過去の実績に比べ、人件費総額が上昇しております。これは、単価の上昇を想定したものでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
7	<p>別紙5「神奈川県立武道館の想定収支」について</p> <p>(人件費について)</p> <p>また、人数の増員を想定したものでしょうか？もし、人数の増員を想定しているのであれば、どの部門での増員想定なのか、など含めて、積算にあたっての想定シフトをお示しいただければと思います。</p>	<p>人件費の支出額の想定に際しては、現指定管理者の人員体制及び、想定シフトを参考としており、現指定管理者の経営のノウハウを含む情報となりますので、お答えできません。</p> <p>人件費については、様式2様式書「人件費」に基づき、指定管理者に提案いただくものとなります。</p>
8	<p>別紙5「神奈川県立武道館の想定収支」について</p> <p>(人件費について)</p> <p>人件費の中に日常清掃にかかる人件費を組み込んだ想定で積算しているという解釈でよいでしょうか？</p>	<p>業務基準にお示しした日常清掃及び定期清掃の費用につきましては、人件費とは別に、「県有施設清掃業務積算要領」に基づき積算しております。なお、積算要領については県ホームページで公表しております。</p>

項番	質問	回答
9	<p>別紙5「神奈川県立武道館の想定収支」について (人件費について) ・昨今の物価上昇を受けての人件費の上昇についても想定されます。想定収支の中でそのような項目が見受けられませんが、人件費については5か年の中では増加しないという前提で積算したという認識でよいでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
10	<p>別紙5「神奈川県立武道館の想定収支」について (人件費について) また、想定を大幅に超えた物価上昇などが発生した場合についての別途協議は想定しておりますでしょうか？</p>	<p>参考資料9の基本協定書標準例第31条のとおり、物価変動に起因する増加費用については、特段の理由がない限り、指定管理者様にご負担いただく予定としております。</p>
11	<p>別紙5「神奈川県立武道館の想定収支」について (光熱水費について) 施設の改修を受けての光熱水費の増加を積算していると思いますが、その認識で正しいでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
12	<p>別紙5「神奈川県立武道館の想定収支」について (光熱水費について) 仮に、その認識があっていた場合、光熱水費については当初の積算に対しての増減が発生することが予想されます。その場合、光熱水費についての別途協議が発生することはありますでしょうか？</p>	<p>参考資料9の基本協定書標準例第26条第4項のとおり、管理業務に要した経費に増減があった場合の指定管理料の増額又は減額は、特別な事情があると認められる場合を除き行われませんが、想定を著しく上回る増減が発生した場合、同標準例第67条に基づく協議が発生する可能性があります。</p>
13	<p>別紙5「神奈川県立武道館の想定収支」について (清掃料金) 定期清掃に係る費用を積算したという認識でしょうか？(前掲：人件費の中での質問と一部重複)</p>	<p>業務基準にお示しした日常清掃及び定期清掃の費用につきまして、人件費とは別に、「県有施設清掃業務積算要領」に基づき積算しております。なお、積算要領については県ホームページで公表しております。</p>

項番	質問	回答
14	<p>別紙5「神奈川県立武道館の想定収支」について (保守点検・保守管理料) 管理運営基準11ページに、空調機の保守関係については、「養生及び足場設置が必要」とありますが、積算した際このような経費も含めた形で積算したという認識でよいでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
15	<p>別紙5「神奈川県立武道館の想定収支」について (保守点検・保守管理料) また、更新した設備類に関しては、設置業者で保守関係を実施した場合の積算という認識でよいでしょうか？</p>	<p>保守点検・保守管理料については、過去の実績と設備の更新予定をもとに積算しておりますので、必ずしも設備設置業者が保守関係の業務を実施した場合の費用を指すものではありません。</p>
16	<p>別紙5「神奈川県立武道館の想定収支」について (修繕費) 修繕に関しての実施基準(〇万円以下の修繕指定管理者にて実施、など)はありますでしょうか？</p>	<p>募集要項18ページ記載のとおり、30万円未満の施設修繕について、費用負担をお願いしたいと考えております。</p>
17	<p>別紙5「神奈川県立武道館の想定収支」について (武道振興事業費) 謝金を積算するにあたっての、1回あたりの単価並びに想定回数についてお示しいただけますでしょうか？</p>	<p>現指定管理者の経営のノウハウを含む情報となりますので、お答えできません。</p>

項番	質問	回答
18	<p>(1)申請書類の中で、押印が必要な書類は、以下の書類でお間違いないかご教授願います。</p> <p>ア 様式指定の書類 (ア)申請書(様式1) (オ)申請資格がある旨の誓約書(様式5) (カ)役員等氏名一覧表(様式6) (キ)重大な事故又は不祥事に関する報告書(様式7)</p> <p>イ 法人等に関する書類 (キ)指定管理者の申請に関する意思決定を証する書類</p> <p>エ 必要に応じて添付する書類 (イ)グループ申請の場合 ・グループ構成員表(様式8) ・委任状(様式9)</p>	<p>様式に「印」とある申請書類には、押印をお願いします。</p>
19	<p>「4. 申請のための書類(1)-ウ-イ」に記載されている、直近3年度の納税証明書(滞納していないことの証明書)とありますが、弊社の場合、本店は東京、県内にも事業所を有するため、該当する納税証明書は以下想定しております。お間違いないかご教授願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税：その3の3(未納のない証明書) ・都税：直近3か年度分の法人都税及び事業税(未納のない証明は発行されていないため) ・県税：未納のない証明書 	<p>消費税及び地方消費税の納税証明書は「その3の3」で構いません。都税についてはお見込みのとおり、直近3か年度の納税証明書をご提出ください。県税については、未納のない証明書に加え、直近3か年度の納税証明書をご提出ください。</p>

項番	質問	回答
20	<p>「4. 申請のための書類(1)-ウ-イ」に記載がある直近3か年度の提出が必要な納税証明書について、弊社決算の関係上、令和5年度分の発行が間に合わない可能性があります。その場合は令和2年度～令和4年度分の提出で宜しいでしょうか。</p>	<p>間に合わない場合、令和2年度～令和4年度分の提出で構いません。なお、令和5年度分ができあがり次第直ちにご提出をお願いします。</p>
21	<p>P. 6～8において、選定基準の配点について記載があります。</p> <p>例えば、配点として「5点」とされている項目がありますが、委員の方が「5名」で、全員が「5点満点」となった場合、「25点」となるのでしょうか？</p> <p>それとも、委員の方の人数に関わらず、あくまで1項目あたりの配点が5点とされている場合、5点満点という採点になる理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>1項目あたりの配点が5点とされている場合、5点満点という採点になります。</p>